

お申込書

申込年月日	年 月 日
-------	-------

<input type="checkbox"/> IPモバイル(Y!mobile)	<input type="checkbox"/> レンタル携帯(docomo)	<input type="checkbox"/> レンタル携帯(Y!mobile)	<input type="checkbox"/> IPスマートフォン
<input type="checkbox"/> SMS機能付データ通信	<input type="checkbox"/> データ通信(Em,Xi)	<input type="checkbox"/> インターネットFAX	<input type="checkbox"/> 逆転送サービス

※レ点ではなく塗りつぶしてください

フリガナ	
------	--

氏名		生年月日	S・H 年 月 日
----	--	------	-----------

フリガナ	
------	--

会社名		担当者名	
-----	--	------	--

住所	フリガナ
	〒 -

電話番号	- - -	FAX番号	- - -
------	-------	-------	-------

携帯番号	- - -	メルアド	@
------	-------	------	---

利用(使用)目的 その他	受付業務等の入会費仰・企業創業や新規開業・外出時の連絡先・賃貸料金のコスト削減 ()		
実質的支配者 その他	ご契約者ご本人 ()	職業/事業内容 その他	会社員・公務員・バイト ()

免許証番号等	
--------	--

ご契約内容確認書の送付先

<input type="checkbox"/> ご住所に郵送で	<input type="checkbox"/> メルアドに送付(PDF)	<input type="checkbox"/> FAXで送信	<input type="checkbox"/> その他
----------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------	------------------------------

備考 ご要望等	
------------	--

〒110-0005 東京都台東区上野6-8-19-3F

TEL03-6861-5521/FAX 03-6861-8088

総合通信レンタルのフリー・ライン

利 用 規 約 契約締結日： 年 月 日

第1条(目的)フリーライン(以下「甲」という。)は、契約を締結した者(以下「乙」という。)に対し、乙が指定したサービス(以下「本サービス」という。)を所定の料金により提供するものとします。なお回線の増減、番号変更、オプションの追加等の場合の契約内容は本契約に準ずるものとします。

第2条(契約の成立) 本契約は、乙が本契約書に定める各条項を承諾し、署名捺印(但し、止むを得ない事情があるときには捺印を省略できるものとする。)した本契約書及び身分証明を弊社にファックス若しくはE-MAIL送信、または郵送し弊社に到達した時点、若しくは手渡しにより甲が受領した時点において成立します。

第3条(サービスの開始) 本サービスは、本契約締結と共に、乙が所定の契約時費用(月額基本料金、保証金、契約金、工事費等)を甲に送金し、甲がこれを確認した後に開始します。但し、サービス開始にあたり工事を必要とする場合は工事終了後にサービス開始となります。

第4条(費用の支払い) 乙は甲に対し、所定の契約時費用及び所定の月額基本料金、利用料等を所定の期日までに甲が指定する金融機関口座へ振り込みにて支払うものとします。

第5条(遅延損害金) 乙の甲に対する費用等の支払いが所定の支払期日を遅延した場合は、乙は甲に対して支払う費用に支払期日の翌日より年14.0%の割合により遅延損害金を追加して支払うものとします。

第6条(禁止事項) 乙は、犯罪行為、法令違反行為、その他社会的に非難されるべき行為の目的のために本サービスを利用することを禁じます。また、他の会員に迷惑を及ぼす行為も禁止とします。住民票移動、クレジットカード取得、金融業のDMも禁止しております。

第7条(機密保持) 乙は、本契約によって知り得た各種情報等を第三者に漏洩することを禁じます。同様に甲も乙の情報等を第三者に漏洩しないものとします。但し検査機関等の正式な申し入れによる正式な法的手続きを基づくときはこの限りではありません。また本契約終了後も同様とします。

第8条(停止と解約) 乙、甲ともに、1ヶ月前までに規定の様式による文書にてその予告をしなければならないものとします。但し、月途中での解約はできないものとし、その場合は翌月末日の解約となるものとします。また、本契約が甲の都合により解約された場合には、既に受領済みの費用は日割りで計算し返還しますが、乙の都合により解約された場合には、甲は既に受領済みの費用は返還しないものとします。なお、乙が次の各号を一つでも該当する時は、甲は予告通知を要せず本サービスを停止及び解約することができるものとします。

- | | |
|--|--------------------------------------|
| 1)甲の営業に支障を生ぜしめ、または、その恐れがあるとき | 2)所定の料金その他を甲金銭債務の履行を5日以上滞納したとき |
| 3)虚偽、詐欺等の手段でサービスの提供を受けたことが判明したとき | 4)当サービスに対し、第三者より強制執行・保全処分等の処置がなされたとき |
| 5)違法行為又は公序良俗に反する全ての行為 | 6)詐欺、闇金、密輸など社会的に問題のある行為(疑いも含む) |
| 7)当サービスの権利を第三者に転貸・譲渡、または債権上のトラブルが判明したとき | 8)規約第8条の停止期間が7日以上経過したとき |
| 9)IP電話の偽造、または不适当に手を加える等不適切な取扱いをした場合 | 10)乙が本規則に違反をしたとき |
| 10)SMS、メールなどの不特定多数への大量送信するスパムメール行為を行ったとき | |

第9条(届出事項の変更) 乙の名称、代表者、住所、連絡先、他、契約内容事項に変更が生じた場合、乙は速やかに甲に届けるものとします。

第10条(免責) 乙は、本サービスに関するすべての責任(刑事、民事事件等)を負うものとし、甲はその責任を一切負わないものとします。また、天災地変、停電、電話線不通、システム機器等の故障の場合や、郵便物・宅配荷物等が甲以外の場所や輸送過程で遅延、紛失等に遭遇するなど甲の責務に帰さない不可抗力により本サービスの提供が不可能となった場合、乙はそれによって生じた損害を甲に請求せず、甲はその責を一切負わないものとします。

第11条(保証金等の償却) 乙が甲に支払った保証金等の金額は、本契約解消後2ヶ月を経過したことによって甲において償却処理することを乙はあらかじめ承諾するものとします。

第12条(管轄裁判所) 利用規約に関し、何らかの紛争が生じた場合、東京地方裁判所を管轄とします。

第13条(最終確認) 甲が提供するサービスにおいて契約以外のトラブルに関しては、一切責任を負わない。甲、乙間は本契約のサービス利用の目的は、違法なことで利用するものでないことを確認した。

(甲) フリーラインこと平井敏徳 連絡先：TEL 03-6861-5521 FAX 03-6861-8088